

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局首都国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における首都国道事務所所管施設等の早期情報収集及び災害応急対策（以下「災害業務」という。）及び降雪時における所管施設の除雪作業（以下「除雪作業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、国土交通省関東地方整備局首都国道事務所が管理する所管施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予想できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、発生した災害に関する早期情報収集、災害業務及び除雪作業に関し必要な事項を定め、甲乙双方が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（対象路線）

第2条 対象路線

対象路線については 国道〇号 〇〇から〇〇 とする。

（協力要請）

第3条 甲は、所管施設に災害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し災害業務への協力を要請することができるものとする。

2 甲は、所管施設に降雪による被害が発生し又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対して除雪作業の協力を要請することができる。

（建設資機材等の報告）

第4条 本協定締結時に乙は、あらかじめ災害業務及び除雪作業の実施に際し、稼働可能な建設資機材及び人員の数量（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲へ書面により報告するものとする。また、建設資機材等並びに体制については毎年度4月と10月に甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、又は甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（建設資機材等の情報共有・提供）

第5条 甲及び乙は、お互いの建設資機材の数量等について情報共有し、それぞれから要請があった場合、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等の提供をするものと

する。

(甲乙間の連絡窓口)

第6条 甲及び乙は相互の連絡窓口（乙においては、社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めるものとする。

2 甲乙間の連絡窓口（氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先（携帯電話、メール等））は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

(業務内容)

第7条 甲が乙に対して要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

① 緊急点検（パトロール）

所管施設に災害が発生又は発生が予想される場合における損傷箇所等災害の把握と報告を行う。

緊急点検時は、損傷箇所や交通渋滞等の事象を確認する毎に報告を行う。

② 緊急措置

災害発生時に道路利用者の安全の確保を図るため、危険箇所へのバリケードやロープ等を設置、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知するための案内板や標識等を設置する。

③ 道路啓開

緊急車両の通行の確保（原則として2車線確保とするが、災害状況によりやむを得ない場合は1車線確保）を図るため、散乱している障害物の除去や段差発生箇所の路面及び橋梁部への土嚢等による段差処理や災害対策基本法第76条の6に基づく放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後において、甲の指示のもと、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を行う。

⑤ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。また、甲以外が主催する訓練に参加を要請する場合がある。

⑥ 災害対策基本法第76条6に基づく業務

⑦ その他

上記の他、甲が災害業務に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づく活動を実施する。

(出動の要請)

第8条 甲は、第3条（協力要請）により乙に協力を要請する場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能で

乙が災害状況を把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなし、乙の判断で出動するものとする。但し緊急かつやむを得ない状況で、電話要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面提示が可能となった時点で乙へ提示する。

また、乙も受諾の意思を甲に書面をもって示さなければならない。

2 第2条（対象路線）に示す、同一区間内で震度6弱以上を観測した場合、甲からの出動要請があったものとみなし、自主判断により緊急点検（パトロール）を開始すること。

3 東京23区内で震度6弱以上の場合は、発災後甲より要請があったとみなし別紙－1に示す国道6号または国道14号の区間の緊急点検（パトロール）、緊急措置を速やかに実施するものとする。

緊急点検後、道路啓開のための体制を構築し、甲の指示に従い、都心方向への道路啓開及び応急復旧を行うものとする。

4 乙は、甲より出動要請を受けた場合、又は乙の判断で出動した場合は、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

（災害業務の指示等）

第9条 出動後の災害業務の指示及び監督は、甲が行うものとし、第2条（対象路線）1項に示す当該実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第8条（出動の要請）1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急対策等を行うものとする。

2 東京23区内が震度6弱以上の場合で、別紙－1に示す国道6号または国道14号の区間の乙の出動指示は、甲の災害対策支部内に設置された「北東方向班」が行うものとする。ただし、第8条（出動の要請）1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急対策等を行うものとする。

3 第9条1項、2項のただし書きにおいて、甲と連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲及び出張所長へ報告するものとする。

（除雪作業の内容）

第10条 甲が乙に対し要請を行う除雪作業は、車道及び歩道等における除雪・排雪・凍結防止材の散布及び甲の指示に基づく作業とする。

（除雪作業の出動要請）

第11条 甲は、乙に対して第2条（対象路線）の除雪作業のための出動を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

（除雪作業の指示）

第12条 除雪作業の作業内容は、出張所長が指示及び監督を行うものとする。乙はその指示に従うものとする。ただし、第8条（出動の要請）1項ただし書きによる甲

の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急対策等を行うものとする。

(除雪作業の実施)

第13条 乙は、第12条（除雪作業の指示）に基づく出動の要請があった場合には、直ちに出勤し、出張所長の指示に従い、担当区間の除雪作業に着手するものとする。

なお、除雪業務の実施内容については、必要に応じて出張所長と協議するものとする。

(災害業務又は除雪作業の報告)

第14条 乙の現場責任者は、災害業務又は除雪作業の間での作業状況及び完了時に、出張所長へその旨を報告するものとする。

(災害業務又は除雪業務の実施報告)

第15条 乙の現場責任者は、災害業務又は除雪作業完了後、作業開始時刻・作業終了時刻及び作業員の員数、使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。また、業務又は除雪作業の着手前の被災又は、降雪状況の写真を撮影するものとする。

業務途中段階、業務完了時、除雪作業完了時においても、写真の記録を残すものとし、出張所長へ実施報告書に写真を添付し提出するものとする。

2 第7条（災害業務の内容）①緊急点検（パトロール）については、甲の指示する日報様式（ルート及び時刻、又は徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

4 乙は、第9条（災害業務の指示等）2項の業務完了報告は、「北東方向班」へ提出するものとする。

(契約の締結)

第16条 甲は、第7条（業務内容）に基づき乙に出動要請（第8条（出動の要請）2項及び3項及び第12条（除雪作業の指示）を含む）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。但し、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容等は除く。

2. 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

(費用の請求)

第17条 乙は災害業務又は除雪作業完了後、（防災訓練は除く）当該業務又は作業に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第18条 甲は、第16条（契約の締結）による見積書の内容を精査し、契約書に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第19条 災害業務又は除雪作業の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、速やかにその状況を書面により出張所長へ報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(緊急通行車両)

第20条 本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

(身分証明書の発行)

第21条 災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(有効期限)

第22条 この協定の有効期限は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとする。

(協定の解約)

第23条 甲もしくは乙において、本協定を継続できない事情等が発生したときは、甲、乙協議のうえ本協定を解約できるものとする。

2 乙においては、取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは本協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解約することが出来る。

(その他)

第24条 この協定に定めのない事項、又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 災害の発生時の被災状況等により、第7条（災害業務）で規定する以外の業務内容又は第2条（対象路線）で規定する以外の区間についても災害業務を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

3 乙は、甲以外の事務所（以下「丙」という。）及び丙の要請を受けた業者と現地で遭遇した場合は、甲又は出張所長と連絡をとり、甲又は出張所長の指示のもと

相互協力を図るものとする。

- 4 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう災害活動実績には認めないものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 千葉県松戸市竹ヶ花86

国土交通省 関東地方整備局

首都国道事務所長 田中 満 印

(乙) ○○県○○市○○○○-○

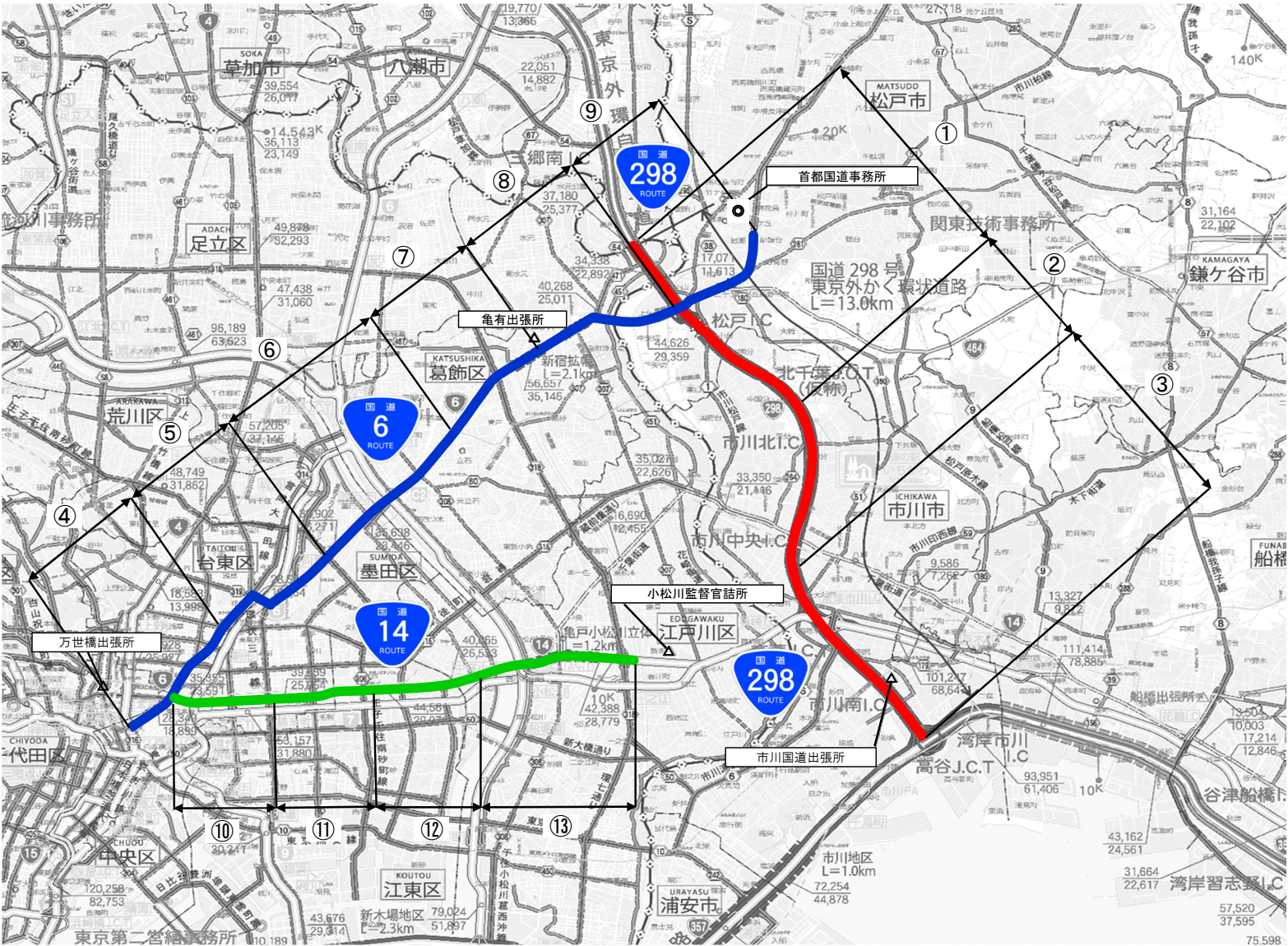
○○建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

協定区間一覧

出張所	区間番号	協 定 区 間	協定締結区間
市川国道出張所	①	298号 L=4.19km 自) 葛飾区東金町8丁目(管理境) 至) 市川市堀之内2丁目(堀之内1丁目交差点)	
	②	298号 L=4.29km 自) 市川市堀之内2丁目(堀之内1丁目交差点) 至) 市川市平田4丁目(大和田4丁目北交差点)	
	③	298号 L=4.60km 自) 市川市平田4丁目(大和田4丁目北交差点) 至) 市川市高谷(管理境)	
小松川監督官詰所	④	6号 L=2.88km 自) 中央区室町3丁目(室町3丁目交差点) 至) 台東区駒形1丁目(駒形橋西詰交差点)	
	⑤	6号 L=2.85km 自) 台東区駒形1丁目(駒形橋西詰交差点) 至) 墨田区東向島2丁目(東向島交差点)	
	⑥	6号 L=2.93km 自) 墨田区東向島2丁目(東向島交差点) 至) 葛飾区立石5丁目(四つ木五丁目交差点)	
	⑦	6号 L=3.03km 自) 葛飾区立石5丁目(四つ木五丁目交差点) 至) 葛飾区新宿(亀有署前交差点)	
	⑧	6号 L=3.01km 自) 葛飾区新宿(亀有署前交差点) 至) 松戸市上矢切(外かん矢切入り口)	
	⑨	6号 L=2.88km 自) 松戸市上矢切(外かん矢切入り口) 至) 松戸市南花島4丁目(新京成電鉄交差点)	
	⑩	14号 L=2.03km 自) 中央区日本橋馬喰町1丁目(浅草橋交差点) 至) 墨田区緑4丁目(緑4丁目西交差点)	
	⑪	14号 L=1.96km 自) 墨田区緑4丁目(緑4丁目西交差点) 至) 江東区亀戸6丁目(水神森交差点)	
	⑫	14号 L=2.06km 自) 江東区亀戸6丁目(水神森交差点) 至) 江戸川区小松川4丁目(小松川4丁目交差点)	
	⑬	14号 L=3.09km 自) 江戸川区小松川4丁目(小松川4丁目交差点) 至) 江戸川区一之江1丁目(一之江橋西交差点)	

災害時における災害応急対策業務に関する協定区間図(R7.1-R9.12)



出張所	区間番号	協定区間
市川国道出張所	①	298号 L=4.19km 自 葛飾区東金町8丁目（管理境） 至 市川市堀之内2丁目（堀之内1丁目交差点）
	②	298号 L=4.29km 自 市川市堀之内2丁目（堀之内1丁目交差点） 至 市川市平田4丁目（大和田4丁目北交差点）
	③	298号 L=4.60km 自 市川市平田4丁目（大和田4丁目北交差点） 至 市川市高谷（管理境）
小松川監督官詰所	④	6号 L=2.88km 自 中央区室町3丁目（室町3丁目交差点） 至 台東区駒形1丁目（駒形橋西詰交差点）
	⑤	6号 L=2.85km 自 台東区駒形1丁目（駒形橋西詰交差点） 至 墨田区東向島2丁目（東向島交差点）
	⑥	6号 L=2.93km 自 墨田区東向島2丁目（東向島交差点） 至 葛飾区立石5丁目（四つ木5丁目交差点）
	⑦	6号 L=3.03km 自 葛飾区立石5丁目（四つ木5丁目交差点） 至 葛飾区新宿（亀有署前交差点）
	⑧	6号 L=3.01km 自 葛飾区新宿（亀有署前交差点） 至 松戸市上矢切（外かん矢切入り口）
	⑨	6号 L=2.88km 自 松戸市上矢切（外かん矢切入り口） 至 松戸市南花島4丁目（新京成電鉄交差点）
	⑩	14号 L=2.03km 自 中央区日本橋馬喰町1丁目（浅草橋交差点） 至 墨田区緑4丁目（緑4丁目西交差点）
	⑪	14号 L=1.96km 自 墨田区緑4丁目（緑4丁目西交差点） 至 江東区亀戸6丁目（水神森交差点）
	⑫	14号 L=2.06km 自 江東区亀戸6丁目（水神森交差点） 至 江戸川区小松川4丁目（小松川4丁目交差点）
	⑬	14号 L=3.09km 自 江戸川区小松川4丁目（小松川4丁目交差点） 至 江戸川区一之江1丁目（一之江橋西交差点）
		八方向作戦（北東方向） 6号（千葉県松戸市南花島～東京都中央区室町） 14号（東京都江戸川区一之江～東京都中央区日本橋） 298号（東京都葛飾区東金町～千葉県市川市） ※道路啓閉作業